

## 令和8年度つながりサポート支援事業委託業務契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、令和8年度つながりサポート支援事業委託業務（以下「委託業務」という。）に関して、次のとおり委託契約を締結する。

### （目的）

第1条 孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、女性同士が交流できる場、情報を共有できる場を設け、支援を必要とする女性を適切な支援機関につなぐことを目的とする。

### （委託期間）

第2条 委託期間は次のとおりとする。  
契約締結日から令和9年3月1日まで。

### （委託料）

第3条 委託料は、金 \_\_\_\_\_ 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円を含む。）とする。

### （契約保証金）

【……※沖縄県財務規則第101条第2項第1号又は第3号に該当する場合】

第4条 本契約に係る契約保証金は、免除とする。

【……※沖縄県財務規則第101条第2項第1号又は第3号に該当しない場合】

第4条 本契約に係る契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

### （委託業務内容）

第5条 この契約の委託業務内容は、別途定める仕様書によるものとする。

### （委託業務の実施方法）

第6条 乙は甲の指示に従い、かつ、委託業務の目的に資するために、仕様書に沿って最も適切な方法により事業を実施しなければならない。

### （事業計画書）

第7条 乙は、仕様書に基づき、契約締結後すみやかに甲に事業計画書を提出しなければならない。また、事業開始後において、実施計画書に記載された業務内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、業務内容の軽微な変更又は費目の区分の20%以内の流用増減（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。）であって、あらかじめ甲に報告したものを除く。

### （再委託の制限）

第8条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものに契約の履行の委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、原則として再委託しようとする期日の 10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

#### (事業の検査)

第 9 条 甲は、必要があると認めるときは、乙が実施する事業の検査を行うものとする。

#### (事業完了報告書の提出)

第 10 条 乙は委託業務が完了したときは、甲に対し遅滞なく委託業務完了報告書を提出しなければならない。

#### (委託料の額の確定)

第 11 条 甲は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の書類を審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る委託業務の成果が本契約の内容に適合すると認められるときは、支払うべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 委託料の確定額は、委託業務の実施に要した経費の実支出額と契約金額のいずれか低い額とする。

3 甲は、前項の委託料の額を確定した場合において、既にその額を超える委託料を支払っている場合には、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）に基づき定められた率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (委託料の支払方法)

第 12 条 前条の委託料の支払いは、乙の業務完了後甲が内容を審査し、適当と認められた場合に、乙からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

#### (委託料の概算払)

第 13 条 契約締結後、乙が業務委託の完了前に業務委託に必要な経費の支払いを受けようとするときは、概算払請求書を提出することができ、甲は適当と認めたときは前条の規定に拘わらず委託料のうち、10 分の 9 の範囲内で支払うことができる。

2 概算払いは、乙からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内とする。

#### (遅延利息)

第 14 条 甲は、約定期間に支払を行わない場合には、遅延利息として、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額

を乙に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一つに該当すると認められたときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認めたとき。
- (2) 乙が正当な理由によってこの契約の解除を申し出たとき。
- (3) 甲の都合により、この契約の解除を必要とするとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項第4号の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第16条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(不可抗力等による事業の中止等)

第17条 甲は、天変地異その他やむを得ない事由により、乙が受託した事業を遂行することが困難であると認めたとき、乙に対して契約の解除、または、委託した事業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

2 乙は、天変地異その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託事業の中止を甲に申し出て、甲と協議のうえ、契約を解除することができる。

3 甲は、天変地異その他やむを得ない事由により、委託事業の内容を変更する必要がある場合、甲乙協議のうえ、仕様書に記載された委託事業の内容を変更し、契約を変更することができる。

4 1項及び2項に基づく契約を解除した場合、甲乙協議のうえ、甲はただちに委託料の精算を行い、既に支払った委託料がある場合は、その全部もしくは一部の返還を乙に請求することができる。

(契約内容の変更等による損害の負担)

第18条 甲又は乙が契約の相手方に対して契約内容の変更の申し出を行った場合に生ずる損害の負担については、甲乙協議のうえ決定する。

(委託業務の履行に関して発生した損害の負担)

第19条 委託業務の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においては、その損害のために生じた必要な経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙が協議して決める。

(著作権)

第20条 乙が、この委託業務により取得した著作権は、全て甲が継承するものとする。

2 乙は、著作権法第17条に基づき享有する著作者人格権を行使しないものとする。

(成果品の帰属)

第21条 委託業務の成果品の帰属については、原則として甲に帰属する。

2 前項に関わらず、成果品並びにその派生効果がより広く県民に還元されると甲が認める場合には、乙に帰属させることができる。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(帳簿等の整備)

第23条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から5年間保管しておかななければならない。

(協議)

第24条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 甲 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県知事 玉城 康裕

受託者 乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

**第1** 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

**第2** 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

**第3** 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

**第4** 乙は、個人情報取扱責任者(この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。)を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者(この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。)を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

**第5** 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

**第6** 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

**第7** 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

**第8** 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

**第9** 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項

を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

**第10** 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

**第11** 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

**第12** 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消

去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。  
（検査及び報告）

**第 13** 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。  
（事故報告）

**第 14** 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。  
（指示及び報告）

**第 15** 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

**第 16** 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

**第 17** 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。